

## 学位審査実施要項（博士前期課程）

令和2年 3月12日制定

令和2年 4月 1日施行

日本大学大学院文学研究科

## 1 学位に付記する専攻分野

文学研究科博士前期課程（以下「博士前期課程」という）を修了した者に授与される学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文学研究科	哲学専攻	}	文 学
	史学専攻		
	国文学専攻		
	中国学専攻		
	英文学専攻		
	ドイツ文学専攻		
	社会学専攻		社 会 学
	教育学専攻		教 育 学
	心理学専攻		心 理 学

なお、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者については修士（学術）を授与することができる。

## 2 学位の申請

学位は、学則第106条第1項及び学位規程第3条第2項に基づき、文学研究科分科委員会（以下「分科委員会」という）で審議し、分科委員会は学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

### ① 申請資格

学位申請の資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 博士前期課程に在学中の者のうち、学位論文審査終了時まで在学期間が2年に達し、かつ、所定の単位を修得する見込みのある者。
- (2) 博士前期課程に在学中で、学位論文審査終了時まで在学期間が1年以上で、かつ、所定の単位を修得する見込みがあり、分科委員会において学位申請を認められた者。

## 3 申請手続

修士の学位は次の手続により申請する。

- ① 申請希望者は、申請を行うことについて、あらかじめ当該指導教員から承認を得、指導教員を通して専攻主任に申し出る。
- ② 申請希望者は、定められた期日までに修士論文を専攻事務室に提出しなければならない。

## 4 申請期日

申請期日は、1月上旬から中旬の指定する日とし、修士論文の提出をもって申請を行うこととする。

博士前期課程に2年以上在学し、かつ、所定の単位を修得した者は、9月に修了を認めることがある。その場合は、5月下旬から6月上旬の指定する日とする。

## 5 学位論文の審査

### ① 学位論文審査委員会

文学研究科長（以下「研究科長」という）は、学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という）を招集する。

(1) 申請者に関わる専攻内の教員を審査委員会委員とし、2名以上（主査1名を含む）をもって委員会を構成する。ただし、必要のある場合には、関連のある他専攻の教員、あるいは他の大学院又は研究所等の教員等を副査として充てることができる。

(2) 審査委員会委員は、博士前期課程の研究指導教員であること。研究指導教員は、文学研究科分科委員とする。ただし、研究指導補助教員を副査として充てることができる。

### ② 最終試験の実施

最終試験は、論文を中心として、これに関連ある科目及び外国語について口述及び筆記により行う。

### ③ 報告書類の作成

論文の審査及び最終試験を終了したとき、合否判定案を作成し分科委員会へ上程する。

## 6 学位授与に係る審議

学位授与に係る審議は、次のとおりとする。

① 分科委員会は、合否判定案について、学位授与の可否について審議を行う。

② 前号の審議には、分科委員会委員総数の半分以上の出席を必要とし、出席委員の過半数の賛成がなければならない。ただし、公務又は出張のため出席することができない委員は、出席委員の数に算入しない。

③ 採決に当たって、特に意見がない場合は、投票を省略することができる。

④ 分科委員会が、前第1号の意見を集約したときは、研究科長は学長に学位授与の可否について内申する。

⑤ 学長は前号の内申に基づいて、学位授与の可否を決定し、学位を授与すべ

き者には，所定の学位記を授与し，学位を授与できない者には，その旨を通知する。

7 学位授与式

学位授与式は，3月に行う。9月に修了することを認めた場合は，9月に行う。

8 学位授与の取り消し

学位を授与された者が，その榮譽を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは，学位規程第17条の定めに従い，学位の授与を取り消す。

## 附 則

本実施要項は，令和2年4月1日から施行する。また，過年度入学生もこの要項により学位の審査を実施する。